

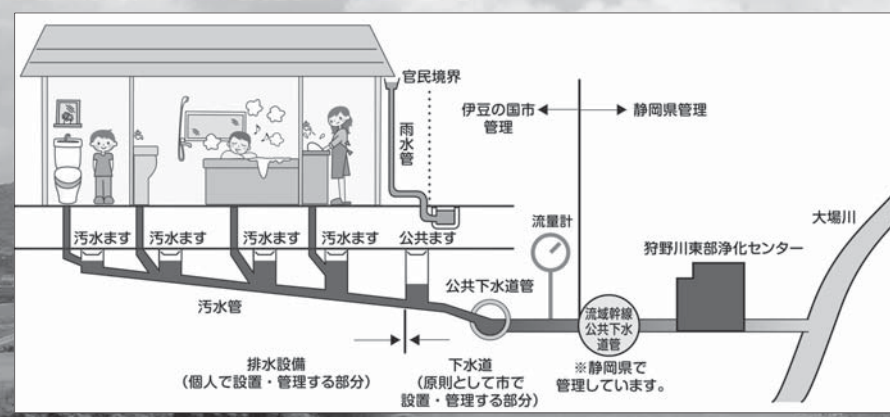
公共下水道への接続を！

下水道施設の整備が完了し、公共下水道が供用開始となった地域では、下水道法第10条の規定により「公共下水道」への接続が義務付けられています。生活環境の向上、河川などの水質保全のためにも、公共下水道への接続に、ご理解とご協力をお願いします。

家庭からの排水は公共下水道へ

- 次の3点への対応をお願いします。
- ①排水設備を設置しましょう
現在、台所や風呂などから発生する雑排水を道路側溝や用水路などに流している場合は、雑排水を公共下水道に流すための排水設備を設けなければなりません(下水道法第10条)。
 - ②浄化槽は廃止しましょう
建物の所有者は、遅滞なく、浄化槽を適切に処置した後に廃止するなどし、公共下水道に接続する工事を行えばなりません(下水道法第10条)。
 - ③くみ取り便所は水洗便所に切り替えましょう
建物の所有者は、くみ取り便所を3年以内に水洗便所に改造しなければなりません(下水道法第11条の3)。

公共下水道への接続イメージ図



下水道課
055(948)2920

公共下水道に接続するメリット

- ①浄化槽の維持管理などが不要に！
浄化槽には、点検、くみ取り、空気を送り込むポンプの電気代などの維持管理費用がかかり、耐用年数の問題があります。公共下水道への接続は、工事費の負担はあるものの、金銭的に大きなメリットがあります。
- ②まちの生活環境が向上します！
水質汚濁の主な原因は、各家庭からの雑排水であるといわれています。くみ取り便所や単独浄化槽(トイレのみ浄化槽)を使用している場合、雑排水は、側溝や水路にそのまま流れています。公共下水道に接続することで、悪臭などがなくなります。
- ③川や海の水質を保全します！
浄化槽の維持管理を個人で行う場合、管理の仕方次第で川や海を汚すこともなりかねません。公共下水道は、県と市が処理場を維持管理し、24時間体制で放流水の水質管理を行っていることなどから、きれいな川や海を未来に残すことができます。

快適なくらしと自然を結ぶ下水道



公共下水道に接続して、
狩野川水域の水質を守りましょう。

下水道のマスコットキャラクター「スイスイ」

看板の設置に許可が必要って知ってた？



伊豆海景
キレイな景観大好き。
最近、ステキな看板に
キョーミあり。
カメラを持ってまち歩き。

看板(屋外広告物)を出す場所や大きさによって、市の許可が必要だということをご存じですか。
市では、まちの景観の一部となる屋外広告物について規制の必要な地域を定めています。

- ①普通規制地域/設置に許可が必要な地域
 - ②特別規制地域/原則設置禁止で、案内図板や自家広告物(自分の敷地内に設置する看板)のみ色や大きさの基準を満たせば設置できる地域
 - ③広告整備地区/①②よりも規制が厳しい地域
- 都市計画課 ☎ 055-948-2909

| 広告の種類 | | | 申請不要の表示面積を超えた場合、全ての広告物の許可申請が必要 | 設置可否 |
|---|---------------------------------------|---|--------------------------------|---------------|
| 自家広告物 | 案内図板 | 一般広告物 | | |
| 自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所、作業場に表示、設置するもの | 名称、矢印、距離などの必要最小限の表示により、事業所などへの誘導を図るもの | 自家広告物や案内図板に該当しない広告物 | 表示面積 5㎡以内は許可申請不要 | 全て許可申請が必要(注1) |
| 伊豆の国商店 | 伊豆の国商店 左折 500m先 | 反射炉パン できました | 表示面積 10㎡以内は許可申請不要 | 全て許可申請が必要 |
| 特別規制地域(原則、屋外広告物の表示などを禁止している地域) | 第1種 特別規制地域 | 特に良好な住環境の形成や自然環境、歴史景観の保全が望まれる地域 | 表示面積 20㎡以内は許可申請不要 | 全て許可申請が必要 |
| | 第2種 特別規制地域 | 国道の沿線など広告物が集中するおそれの高い地域や、都市公園や学校など公共性の高い施設の敷地 | 表示面積 4㎡以内は許可申請不要 | 設置不可 |
| 普通規制地域(原則、屋外広告物の表示に際し、事前の許可が必要な地域) | 第1種 普通規制地域 | 市街地や主要な道路などの沿線の地域 | 表示面積 5㎡以内は許可申請不要 | |
| | 第2種 普通規制地域 | 商業地域および容積率300%以上の近隣商業地域 | | |
| 広告整備地区(地区の特性に合わせて、規制の強化を図る地域) | 葦山反射炉周辺広告整備地区 | | | |
| | 国道136号バイパス沿道広告整備地区 | | | |

(注1) 野立てのもの、電柱や街灯柱などを利用するもの、消火栓標識柱を利用するもの以外への広告物設置は不可
(注2) 告示で指定する幹線道路の両側100m以内または鉄道の両側500m以内かつ用途地域以外の区域(後退距離規制適用地域)は、野立ての一般広告物は禁止
※このほか、それぞれの規制地域・種類ごとに色や大きさの基準があります。

新し尿処理施設整備について



市では、新し尿処理施設建設地選定に向けて平成29年度に下水道全体整備計画区域を対象に候補地の公募を行い、関係地区との協議の結果、建設地を鳥打区にある伊豆中央道沿い南江間地内の土地に決定しました。これに伴い、3月30日には鳥打区と「新し尿処理施設の建設及び操業に関する協定書」を締結。協定書には、地域住民の安全や周辺環境に十分配慮することなどが盛り込まれています。



協定書締結式(伊豆長岡庁舎)

また、平成30年度は、施設建設に向けて基本計画策定、基本設計、発注仕様書作成、用地測量、地質調査、生活環境影響調査などを予定しています。詳しくは、市HPをご覧ください。
公共施設整備推進課
055(948)1451